

手稲東小学校 いじめ防止基本方針

(令和6年(2024年)4月改訂)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるものであり、絶対に許されないものである。本校のすべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、家庭・地域、関連機関と連携し、徹底して取り組むべき重要な課題である。

手稲東小学校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、法におけるいじめの定義やいじめ防止基本方針を理解し、学校がいじめ防止等の対策のための校内組織で協力体制をつくり、未然防止、早期発見・対処の取組を組織的に進めます。

- 「ルール(学級で共有された行動様式)とリレーション(親和的な人間関係)」の考え方に基づき、言葉で温かいやり取りのできる学級の環境を整えます。
- 対話を大切にした温かい学級の環境のもとに、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくりまします。
- 「人間尊重の教育」を推進して、児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 小さなもめごとにも気を配り、早期に適切な指導を行うように努めます。
- いじめ問題について、保護者・パートナー校(手稲東中学校、西園小学校)や地域そして関係機関との連携を深めます。
- 子どものSNSの使用などの状況把握に努め、不適切な関わりを未然に防ぐように努めます。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(オンライン上で行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。(いじめ防止対策推進法第2条より) いじめの現れ方について以下のように考える。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・金品をたかられる、また、隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする。
- ・持ち物を勝手に使われる。放置される。
- ・パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・他人に成りすまして個人を貶める行為や掲示板に特定の個人情報を掲載する。

学校では、訴えてきた児童の立場に立ち、以上の「現れ方」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、事実関係を確かめ、対応にあたります。

成長の途上にある児童は、生の間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し、社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って「いじめ」への対応にあたります。人間関係の中で優位に立つ者から低位の者への攻撃や圧迫を一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況は全て「いじめ」ととらえ、そういったことが起こらないよう、人間関係全体を心情や事実認識を整理し継続的・構造的に把握しながら対応していきます。

2. いじめを未然に防止するために

<学校全体として～ストレスが高まらない「〇〇づくり」>

* ストレスとストレッサー

日本語では、ストレスの症状と原因を区別せずに「ストレス」の一語で表現することが少なくありません。しかし、正しくはストレスというのはストレス症状（イライラ感、無気力感、心身の不調等）を指す用語で、それをもたらす要因となるものはストレッサーと表現します。

いじめに関して言うと、本文中にあるように、友人関係や勉強に関する出来事がストレッサーとなって、いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることが分かっています。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレッサーを一層強く感じさせることも分かっています。

日々の学校生活に於いて、ストレッサーが要因となり、いじめに結びつくことを考えると、未然防止の最善の手立てとして、ストレッサーを児童に感じさせない学校・学級づくりを進めていきます。

具体的には、学校生活の大部分を占める「授業時間」がストレッサーにならないこと、「授業」を含めた学年学級での「集団生活」に、自分の居場所や仲間同士の心のつながりが存在することである。つまり、学校が児童のにとっての安心できる場所であり、毎日笑顔で生活できるようにしていくことが大切であると考えます。

・授業づくり

まず、「わかる・できる・楽しい授業」づくりを進め、授業改善を図ることである。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、仲間からのひやかしやからかいなどは大きなストレッサーとなり、児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、更なる学習への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。「わかる・できる・楽しい授業」とは、テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての児童が学習に主体的に参加できる、学習場面で活躍できる、仲間と学び合える授業への改善のことである。その改善により、授業時間での居場所ができ、基礎基本と併せて総合的な学力の向上にもつながるものと考えています。仲間の良さを感じながら学び合い、仲間との心のつながりを築く。その結果、授業でのストレッサーも減り、いじめに向かうストレスを追うことも減少すると考えています。

また、学習に向かう規律（時間になったら自ら学習をスタートさせる、正しい姿勢で学習に向かうなど）や生活習慣を定着させることも「わかる・できる・楽しい授業」のためには欠かせません。また、豊かな人間性を育むためにも、道徳教育を充実させ、生命尊重、思いやりの心を育む教育活動の充実、人間尊重の教育の充実にも併せて、学校全体で取組を進めていきます。

・集団づくり

よい授業はよき学習集団をつくりあげますが、学校生活にはそれ以外の集団構成による活動も多くあります。そこでは友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することが大切となります。単に児童が何かを体験すればよい、児童同士が交流をふかめればよいということではなく、個々の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識し、場や機会を提供していきます。

他の児童や周りの大人との関わり合いを通して、子どもが自ら人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、お互いに関わり合いながら心のつながりを深め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができるような場や機会をつくっていきます。

*自己有用感とは

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のことを自己有用感と呼びます。他者から認められてもらっていると感じた子どもはいたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手を咎めて（とがめて）自分の存在を相対的に高めるといった必要がないからです。更には、相手のことも認めることができるようになっていきます。すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことがいじめの未然防止につながります。

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような温かい学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・児童が主体的になる「わかる・できる・楽しい授業」授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で常に指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを伝えていく。

<本校教職員として>

児童一人一人が「自分が大切にされている」と実感できるための発達支持的生徒指導を行い、学校や学級においては、人権が尊重され、安心して過ごせる場としての学校や学級づくりを目指していきます。併せて児童が多様性を認め、人権侵害をしない人へと学校全体で育てていきたいと考えます。

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを常に児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・1人で対応にあたり続けることがないように、学年や担任外教員も協働の姿勢で対応する。また管理職とも連携し、児童が安心感をもてるように努める。
- ・いじめの解消に至るまでの間、被害児童が心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。

***発達支持的生徒指導とは**

生徒指導提要（文科省発刊）には次のように書かれています。

「いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。したがって、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができます。児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が一人一人の児童生徒が大切にされていることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要です。

<保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は許されないという認識を保護者にも伝え、児童が発するサインに気付いたら、学校に相談するよう訴えていく。
- ・パートナー校（手稲東学校、西園小学校）とは連絡体制を築き、情報共有に努める。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

<ネットいじめの未然防止>

- ・匿名性を利用した悪口や誹謗中傷、SNS等での交流の危険性、個人情報の流出、オンラインゲームでの悪口や仲間外れ等、インターネットを介することで起きるトラブルを認識させる。
- ・ネット上でのいじめは、他のいじめ同様、またはそれ以上の深刻な影響を与えることがあることを知り、インターネットアクセスは同時にトラブルの入口にあることを認識させる。
- ・保護者へは、パソコン、携帯電話等の管理をできるのは家庭であるという認識をもっていただき、指導管理の徹底をお願いする。
- ・家庭において、インターネットサイトやアプリケーション等、児童が繋いだり使用したりしている内容を把握し、家庭内でのルールづくりをお願いする。
- ・発達段階に応じて、インターネットモラルに関する指導を行う。

3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて…「変化に気付く」> ⇒ いじめ対策チェックリスト（資料①参照）

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設け。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケートを活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<いじめの相談について>

- ・いじめについて相談することや通報することの大切さを児童に伝えるとともに、相談できる大人や関係機関を紹介していく。

【学校】

- ・担任教諭、担任外の教諭、養護教諭、校長、教頭、スクールカウンセラー等。

【学校以外】

- ・子どもSOSダイヤル（全国共通） ☎ 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
- ・教育委員会（少年相談室） ☎ 0 1 2 0 - 1 2 7 - 8 3 0
- ・教育相談室 ☎ 6 7 1 - 3 2 1 0
- ・アシストセンター相談専用 ☎ 2 1 1 - 3 7 8 3（大人用）
☎ 0 1 2 0 - 6 6 - 3 7 8 3（子ども専用）
- ・アシストセンター相談メール mail assist@city.sapporo.jp
- ・子ども人権110番 ☎ 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
- ・少年相談110番 ☎ 0 1 2 0 - 6 6 7 - 1 1 0
- ・チャイルドラインほっかいどう ☎ 0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7

<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いたり相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、日常の子ども同士のかかわりなども含め、構造的に問題を捉える。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、すぐに止めさせ、いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめにつながる行動をとってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・いじめの解消は被害児童及び保護者との確認結果を踏まえ、組織で行う。

<いじめが犯罪行為に相当し得る場合>

- ・身体を傷つける暴力行為、性被害、金銭や物品の恐喝、いやがる行動を強要する言動等、いじめが児童の命や安全、尊厳を脅かす犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、保護者と確認の上、学校として警察への相談・通報を行い、被害者の救済、加害者の指導について、適切な援助を求める。

<継続指導>

- ・いじめが解消したと思われる場合でも、引き続き十分な観察を行い、状況の把握に努め、必要な指導を継続的に行う。
- ・当該児童と、様々な方法で積極的に関わり、その後の状況についての把握に努める。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方とも、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
- ・いじめられた児童が自信を取り戻せるように、良さをほめたり、認めたりして肯定的に関わる。

<個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ>

- ・いじめ調査に関する記録などは次の学年・学校に確実に引き継げるように管理を徹底する。
- ・個人へのアンケート調査や聞き取り記録は小学校から中学校に原本を引継ぎ、3年間保管する。

4. いじめ防止に向けた組織について

- ・「いじめ防止対策委員会」（以下、委員会）を校内に設置する。組織の責任者を校長とし、構成員は、校長、教頭、教務主任、学びの支援コーディネーター、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー・市教委巡回相談員とする。
- ・委員会は下記の役割を担い、組織的に対応する。
 - * 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、検証などすべての取組は校長の監督の下で行う。
 - * いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。
 - * いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するように行う。

⇒いじめ対応基本マニュアル（資料②参照）

- * 毎月の会議においては、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録と共有及び、いじめの認知や解消の件数等を確認する。
- * いじめの疑いに係る情報があったときには**緊急会議**を開き、情報の迅速な共有、関連のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の方針や体制を構築する。
 - ⇒緊急会議は、いじめ対策防止委員会メンバーに、該当児童の学年を加える。
- * 対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- * 全校いじめアンケート調査の集約、分析、対応を行う。調査後には必ず会議を行う。

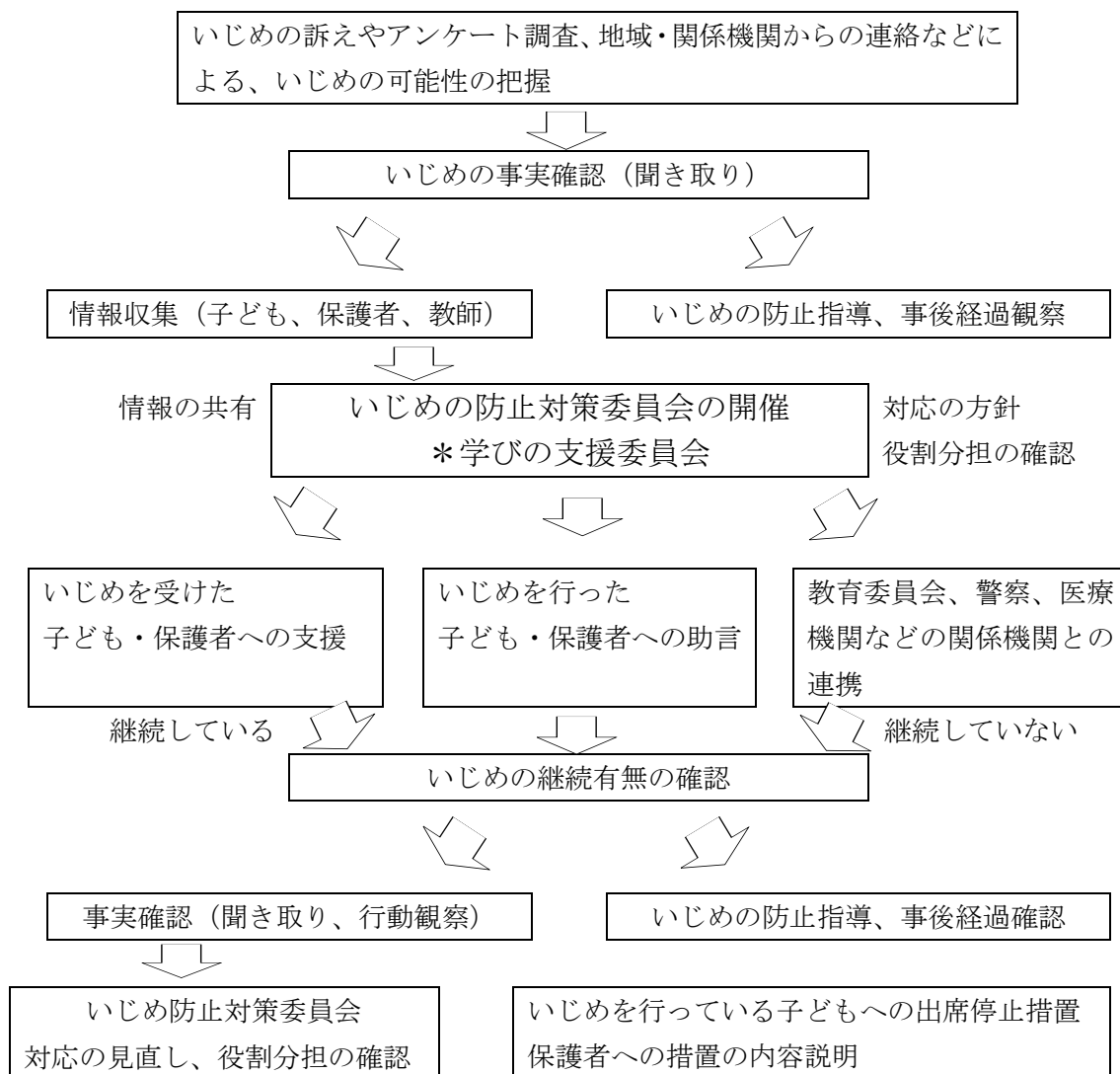
5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であると考え、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

6. 家庭や地域、小学校との連携協力、参画体制の構築

- ・積極的な情報交流と意見交流の1つとして、PTA運営委員会や学年、学級PTA等、青少年健全育成交流会で積極的な情報交流、意見交流を図り連携を強化する。
- ・情報提供と協力依頼により、複数の大人で見守る視点を大切にする。
- ・パートナー校との情報共有を密にする。小学校でいじめが認められた児童、または、いじめに発展する可能性があるトラブルがあった児童については中学校へ確実に引継ぎを行う。

【フローチャート】



令和7年度4月 改定

〈朝の会〉

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下や教室で待っている。 <input type="checkbox"/> みんなより早く登校する。 <input type="checkbox"/> ぎりぎりに登校する。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。 <input type="checkbox"/> 挨拶の声が小さい。 <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子が見られる。	※保護者と連絡を取り、理由などの確認をする。

〈授業時〉

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 授業のはじめに用具が散乱している。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 班ごとの話し合い等のとき、中に入れない。 <input type="checkbox"/> 係などを選ぶとき、特定の子の名前があがったり、ふざけ半分で推薦されたりする。 <input type="checkbox"/> その児童を褒めると、嘲笑や揶揄が起こる。 <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに、野次や奇声、笑い声などが出て支持されない。 <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。 <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 当該児童へ配付物を配る際、嫌がる様子が見られる。 <input type="checkbox"/> 理科の実験などで後片付けをやらされている。 <input type="checkbox"/> 道具や器具に触らせてもらえない。なかなか順番が来ない。 <input type="checkbox"/> 周りを気にしている。 <input type="checkbox"/> 内緒話をされている。 <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、保健室に行くことが増える。 <input type="checkbox"/> 放課後が近づくとソワソワしたり、元気が無くなったりする。	※子どもたちの様子をしっかりと観察する。 ※言葉だけでなく、仲間の態度や視線など、非言語的表現を的確に捉える。 ※そのまま放置せず、気付いたらすぐに掲示物を外し、落書きは消す。 ※養護教諭から保健室利用者の様子を担任に伝えたり、来室状況等の情報提供をしたりする。

〈休み時間〉

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> いつも一人でボツンとしている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が見られず、オドオドしている。 <input type="checkbox"/> 用事もないのに、よく職員室（保健室）に来る。 <input type="checkbox"/> 教室移動の際、よく荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこ等でよく技をかけられる。 <input type="checkbox"/> 保健室に来る回数が多くなる。 <input type="checkbox"/> 授業が始まって教室に戻りたがらない。	※意識的に声をかける。 ※メンバーを把握し、記録。 ※養護教諭から保健室利用者の様子を担任に伝えたり、来室状況等の情報提供をしたりする。

〈給食・清掃時間〉

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 給食を食べない。食欲がない。 <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられる。 <input type="checkbox"/> いつも一人で黙々と清掃しているが、表情が暗い。 <input type="checkbox"/> みんなの嫌な仕事をしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 机や椅子を運ばれずに置かれ、自分で運んでいる。	※積極的に真面目にやっているようでも安心せず、交友関係にも目を向ける。

〈帰りの会〉

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 持ち物が見当たらない(無くなった)と、訴えに来ることがある。 <input type="checkbox"/> 服に泥やホコリ汚れがついている。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、机に伏せたままだったりする。 <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机や棚に入れられたりする。 <input type="checkbox"/> 教室にいないので探すと、他の場所に居たり、すでに帰ったりしてしまっている。	※そのままにせず、話を聞いて対応する。無くなった物は一緒に探す。

〈下校時から放課後〉

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑に置かれていたり、棚や道具箱の物が落ちていたり等、整理整頓ができていない。 <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄ってくる。 <input type="checkbox"/> 靴や持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 校舎内の壁などに悪口や傷つく内容の落書きをされた。 <input type="checkbox"/> みんなの荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る。 <input type="checkbox"/> 下校が早い。 <input type="checkbox"/> 用事が無くても学校に残っている。 <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物が捨てられている。 <input type="checkbox"/> 靴箱の靴が落ちていたり、他の場所に入っていたりする。	※退勤時に教室などを点検し、小さな変化を見逃さないようにする。 ※離したいサインを見逃さず、話を聞く時間を設ける。 ※そのまま放置せず、内容などを確認してから消す。

〈委員会・係活動〉

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 残りの仕事を押しつけている。 <input type="checkbox"/> みんなの嫌がる仕事や大変な仕事を一人でやっていることが多い。 <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている。 <input type="checkbox"/> 無理に役を押しつけられる。	※教師がいない中での活動を避ける。 ※他の子たちの様子についても、気になる様子や言動がないかよく観察する。

児童・保護者・地域からの気になる情報

- ・児童からいじめの噂を聞いた。
- ・保護者や地域の方からのいじめらしき連絡を受けた。
- ・被害者本人や保護者からいじめの訴えを受けた。
- ・いじめのサインと思われる言動を発している児童に気付いた。
- ・いじめらしき現場を目撃、発見した。
- ・関係機関からいじめの連絡を受けた。

情報を得た教職員

管理職、教務主任、保健主事、学年に報告

- ・「様子を見よう」「大丈夫だろう」「いつものけんか」と個人的な解釈をしない。また、情報伝達の微妙なずれを防ぐため事実内容を文書にして報告する。

報告書の内容

- ・①日時 ②場所 ③被害者、加害者、観衆者等 ④内容、状況

教職員の基本姿勢

- ・「いじめは絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- ・いじめられている児童の気持ちに寄り沿った親身な指導を行う。
- ・児童の訴えを肯定的に理解する。
- ・児童の話から発せられるいじめのサインに気付く感性を磨く。

特別支援コーディネーター

管理職、教務主任と協力しながら、一連の記録を時系列に従って必ずとる

- ・入手した情報に対しての事実確認の必要性があるか
- ・緊急対応の必要性があるか
- ・いじめ問題解決のためのいじめ防止対策委員会を招集する必要があるか
- ・調査の必要性はあるか
- ・調査の内容と方法はどうか

いじめ防止対策委員会

校長が中心となって、いじめ防止対策委員会を開く

構成：校長、教頭、教務主任、該当学年教諭、学びの支援コーディネーター等
報告書に基づいて状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図る。

調査の視点

- ① 被害者、加害者の面接調査を実施するか
- ② 関係児童の行動観察をどのように実施するか
- ③ 役割分担はどうか

保護者と連絡をとる

- ・事実を確認するとともに学校側の対応についても理解してもらう

調査

調査は期間を決めて行い、結果は文書で報告する。

- ① 事実関係、背景や理由の確認は「被害者をいじめからしっかりと守る」ことを基本姿勢として細心の注意をはらいながら行う。
- ② 最初から被害者、加害者を一同に集めて調査や話し合いをしない。
- ③ 被害者は「いじめられている」ことを語らないことが多い。まず被害者の気持ちをよく聴くようにする。
- ④ 加害者は「いじめている」と感じていなかったり、認めようとしなかったりする人が多い。まずは加害者の不満、言い分も聞くようにする。
- ⑤ 事実確認の段階で、善し悪しの判断は容易にしない。
- ⑥ 多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する。
- ⑦ 被害者や加害者に情報を提示するとき、情報源に迷惑が及ばないように配慮する。
- ⑧ 必要に応じて、保護者とも面談（電話連絡）し、家庭での様子を聴く。その際、保護者の心情に十分配慮し、慎重に行う。

調査の観点

- ① いじめの態様
- ② 被害の状況（日時、場所、人数等）
- ③ いじめ集団の構造
- ④ いじめの動機、背景
- ⑤ 被害者の日常生活の様子、特徴
- ⑥ 加害者の日常生活の様子、特徴
- ⑦ 保護者のいじめのとらえ方
- ⑧ 教職員のいじめのとらえ方
- ⑨ 他の問題行動との関連

支援体制の構築

被害者支援担当

- ① 被害者の辛さや悔しさを十分受け止め、心理的安定を図る。
- ② 被害者の考えを基に、具体的な援助方法を提示し、安心させる。
- ③ 被害者本人の良さを認め励まし、自身と自己肯定感をもたせる。
- ④ 被害者と教職員、被害者と友人とり人間関係の確立、拡大、修復を図り、被害者が孤立感を抱かないようにする。
- ⑤ 加害者及び周囲の児童への影響を配慮して被害者の指導、支援にあたる。
- ⑥ 自己理解を深め、改善点を克服させる。その際「いじめられた理由が自分にもあった」という意識を被害者にもたせないようにする

加害者支援担当

- ① 不平や不満、言い分、訴えなどをよく聴く。
- ② いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない、人権侵害にあたる行為となることを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる。
- ③ 加害者の抱えている課題を解決するための支援も行う。

- ④ 被害者と同様、加害者が孤立感を抱かないように配慮する。
- ⑤ 役割を与え、それらの体験を通して所属感や連帯感を高める。

傍観者、観衆者指導担当

- ① いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない、人権侵害にあたる行為であることを理解させ、いじめられている者のつらさに気付かせる。
- ② 互いに支え合う心豊かな人間性を育む。
- ③ 規範意識を高め、正義の気風を確立する。
- ④ 思いやりの心や社会連帯の意識を育てる。

家庭との連携

被害者、加害者の保護者への対応

- ① 確かな事実関係を伝える。
- ② 受容、共感的な態度で接し、訴えに傾聴する。
- ③ 学校の指導、支援の方針を伝えるとともに、具体的な対応策を提示して協力を依頼する。
その際…
 - ・保護者も共同の支援者となるよう学校と保護者が共通の観点で指導などにあたる。
 - ・保護者の考えを十分に尊重しながら協力体制を確立する。
 - ・学校、家庭それぞれでできること、できないことを明確にしながら方向性を探る。

関係機関との連携

- ① 学校として出来る最大限の指導、支援に努める。これを尽くさないで関係機関に依頼しても十分な効果は得られない。
- ② 児童の状況について学校としての指導方針や取組内容を文書で報告し、依頼内容や要望を伝える。
- ③ 関係機関に依頼した後は定期的に連絡をとり、専門的な指導、助言を受けながら学校としてやるべきこと、できることを明確にする。

経過観察

日常の観察に加え、様々な形で関わりをもつ。保護者と十分に連絡を取り合う。

- ① いじめ再発のサインはないか。
- ② 意欲的に活動している。
- ③ 友達関係に改善、変化は見られるか。
- ④ 家庭での様子はどうか。
- ⑤ 保護者はどう見ているか。

いじめのその後について検討

- ① 「解決」とするか。
- ② 指導、支援の方針を再検討する必要があるか。
- ③ 関係期間との連携は必要か。
- ④ いじめが認められない状態で3か月が経過。

問題の解決・保護者への報告へ